

門川町一般廃棄物処理基本計画

令和 7 年 3 月

門川町環境水道課

門川町一般廃棄物処理基本計画

目次

第1章 基本事項

第1節	計画改定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
1	他の計画との関係	1
2	計画期間と年次目標	2
3	計画対象区域	2
4	計画対象範囲	2
第3節	基本方針	3
第4節	門川町の概要	4
1	地勢	4
2	気候	4
3	人口・世帯数	5
4	産業	6

第2章 ごみ処理基本計画

第1節	ごみ処理の現状と課題	7
1	ごみ処理体系	7
2	収集・運搬	9
3	中間処分	12
4	最終処分	13
5	ごみ排出状況	14
6	再生利用・最終処分の状況	17
7	ごみ減量・資源化に向けた取り組み	22
8	啓発事業・美化推進事業	23
9	目標値の達成状況	24
10	類似団体との比較	25
11	現状の課題	26
第2節	排出ごみ量の予測	27
1	ごみ量予測の考え方	27
2	将来人口推計	27
3	現状施策に基づくごみ量予測	28
4	減量化・資源化目標	29

第3節	ごみの排出抑制のための方策	30
1	町の方策	30
2	住民の役割	31
3	事業者の役割	31
第4節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	33
1	収集運搬計画	33
2	中間処分計画	33
3	最終処分計画	35
第5節	その他ごみ処理に関し必要な事項	36
1	一般廃棄物処理業許可方針	36
2	災害廃棄物対策	36

第3章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理の現状と課題	37
1	生活排水処理体系	37
2	生活排水処理人口の現状	37
3	生活排水処理実績	38
4	生活排水処理施設	38
5	生活排水処理の取り組み	40
6	生活排水処理における課題	41
第2節	生活排水処理計画	42
1	生活排水の処理主体	42
2	生活排水の処理計画	42
3	し尿・汚泥の処理計画	43
4	施設整備計画	43
5	広報・啓発活動	43

第1章 基本事項

第1節 計画改定の趣旨

本町では、平成27年(2015年)4月に策定した「門川町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会の構築を基本理念として、廃棄物処理に係る各種施策の実施により、廃棄物の排出抑制・再生利用の促進、廃棄物の適正処理の確保、水環境の保全に取り組んできました。

前計画の期間が令和6年度(2024年度)までであることから、これまでの取り組みの成果や課題を見直し、計画を改定するものです。

第2節 計画の位置づけ

1 他の計画との関係

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号、以下「廃掃法」という。)第6条第1項に基づき、門川町のごみ処理に関する基本的な方針を定めるものです。

また、本計画は、関連法令や、門川町総合計画等の上位計画、国、県、日向東臼杵広域連合が定める計画との整合性を図ることとします。

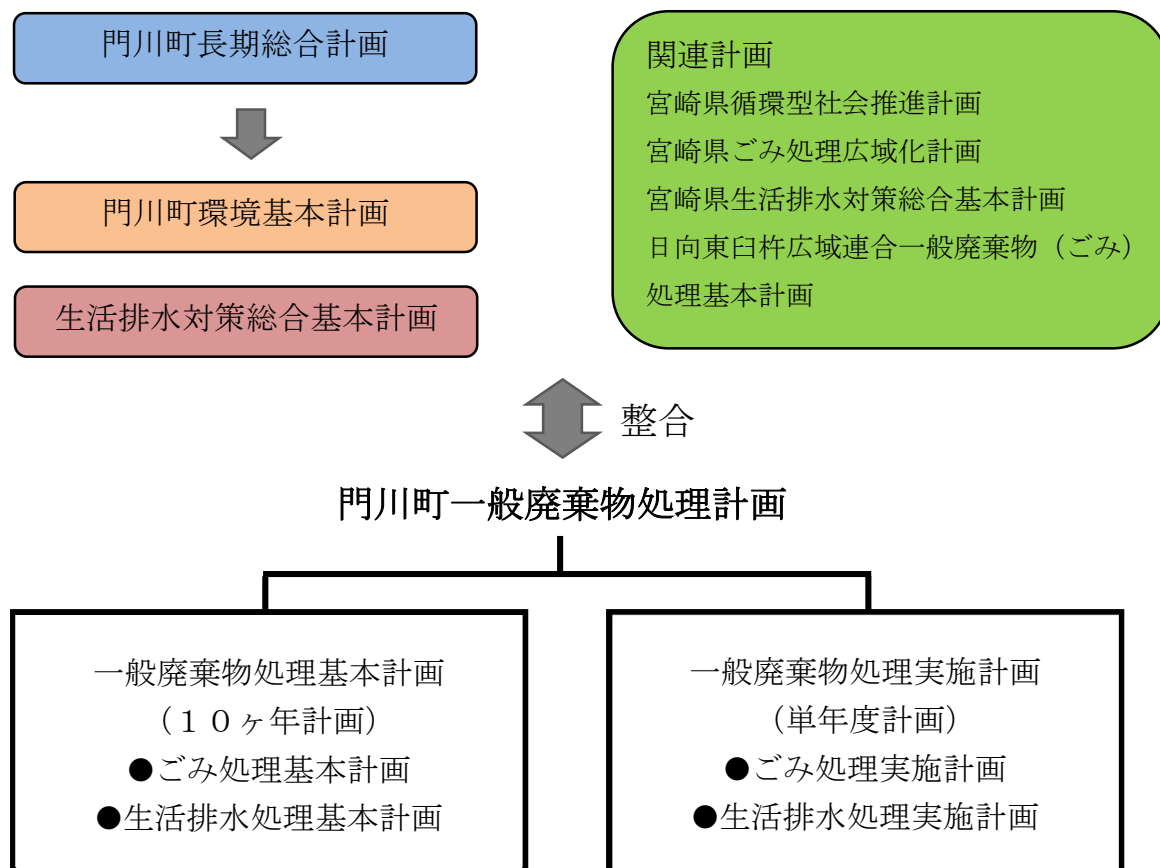


図1-1 計画の位置付け

2 計画期間と年次目標

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から10年間とし、目標年次を令和16年度(2024年度)とします。なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

計 画 期 間 令和7年度から令和16年度まで（10年間）

目 標 年 次 令和16年度

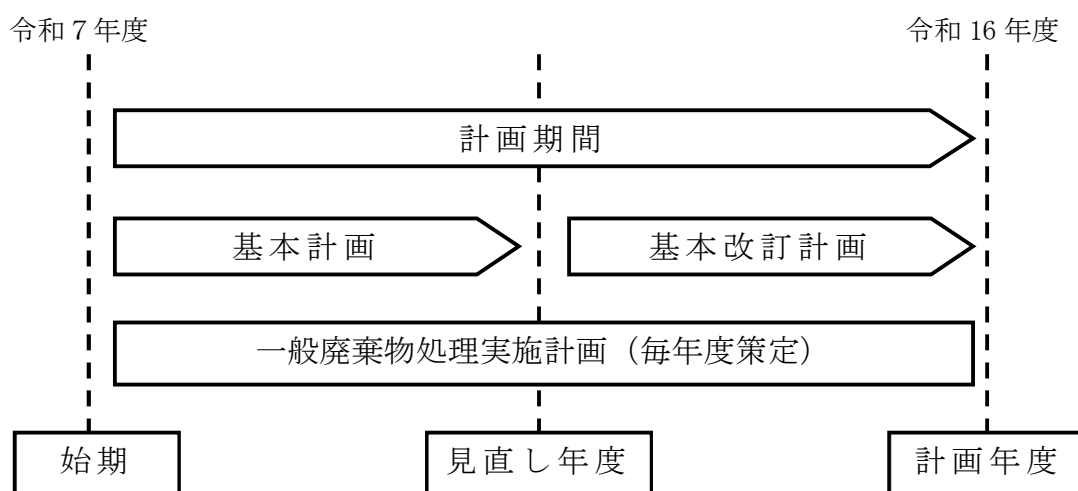


図1－2 計画期間と目標年次

3 計画対象区域

計画対象区域は、門川町の区域内全域とします。

4 計画対象範囲

計画対象範囲は、門川町で発生した一般廃棄物とします。

第3節 基本方針

門川町長期総合計画では、快適生活のまちづくり政策の中で、ごみの適正処理を施策としており、年々増大し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、町民・事業者・町の責任を明確にし、環境意識を高め、廃棄物の発生を抑制するとしています。また、発生した廃棄物を循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする4Rを基調とした循環型社会形成を進めることとしています。

環境基本計画では、基本方針の一つに循環型社会の形成を掲げており、廃棄物の減量、資源化や再利用などを推進するとともに、廃棄物処理の適正処理の推進、適切な管理などをおこない、資源の循環的な利活用の促進を目指しています。

本計画は循環型社会の構築を基本理念として、廃棄物処理に係る各種施策の実施により、実現すべき基本方針を以下のとおり定め、目標の達成状況を評価するための成果指標を設定することにより、施策の点検・評価及び効果の把握を行うものとします。

基本方針

1 廃棄物の排出抑制・再生利用の促進

町民、事業者、町が一体となって、4R運動（Refuse＝ごみになるものを断る、Reduce＝ごみを減らす、Reuse＝くり返し使う、Recycle＝再生利用する）に主体的に取り組み、廃棄物の減量化及び再生利用に努めます。

2 廃棄物の適正処理の確保

町民、事業者に対し分別排出の周知、廃掃法その他関係法令の遵守の徹底を図るとともに、不法投棄や焼却行為等の不適正処理の未然防止に努めます。

また廃棄物となったものについては、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の低減を図ります。

3 水環境の保全

水環境の負担軽減を図るべく、合併処理浄化槽による水洗化及び浄化槽設置者による適正な維持管理を推進するとともに、し尿・浄化槽汚泥の効率的適正処理に努めます。

成果指標

- 1 町民1日1人あたりの排出量 850 g/人日以下を目指します。
- 2 リサイクル率 20%以上を目指します。
- 3 最終処分率 10%以下を目指します。
- 4 生活排水処理率 90%以上を目指します。

第4節 門川町の概要

1 地勢

本町は、宮崎県の北部に位置し、北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面した東西 32km、南北 8 km、総面積約 120.51km²の町です。

町土の約 84%は山林で覆われ、町の北部より西部及び南部にわたって諸山が連なっています。これらの山地より五十鈴川、鳴子川等の各河川が門川湾に東流しており、その下流域一帯に平坦地が形成され、居住地域や産業活動の中心となっています。また、海岸線はリアス式海岸であり、門川湾内の乙島や沖合いの枇榔島等とともに「日豊海岸国定公園」に指定されています。



図1－3 門川町位置図

2 気候

本町の令和 5 年(2023 年)の年間平均気温は 17.3℃で温暖な地域にあり、また年間降水量は 3,134.5mm と多く、梅雨から台風の到来する夏期に集中しています。

資料：気象庁 地点：日向

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
降水量(mm)	27.5	172.0	234.5	198.0	166.5	524.5	395.0	682.0	154.0	58.5	24.0	91.5	2728.0
気温 (℃)	日平均	6.8	8.3	13.4	16.0	19.1	22.5	26.7	27.1	25.8	18.5	14.1	17.3
	最高	19.6	27.2	29.3	24.8	29.3	33.0	36.3	35.9	35.1	28.8	27.4	36.3
	最低	-4.5	-2.4	-1.0	6.3	8.8	15.1	21.1	23.4	19.3	8.5	1.7	-4.3

表1－1 月別降水量と気温の推移 (2023 年)

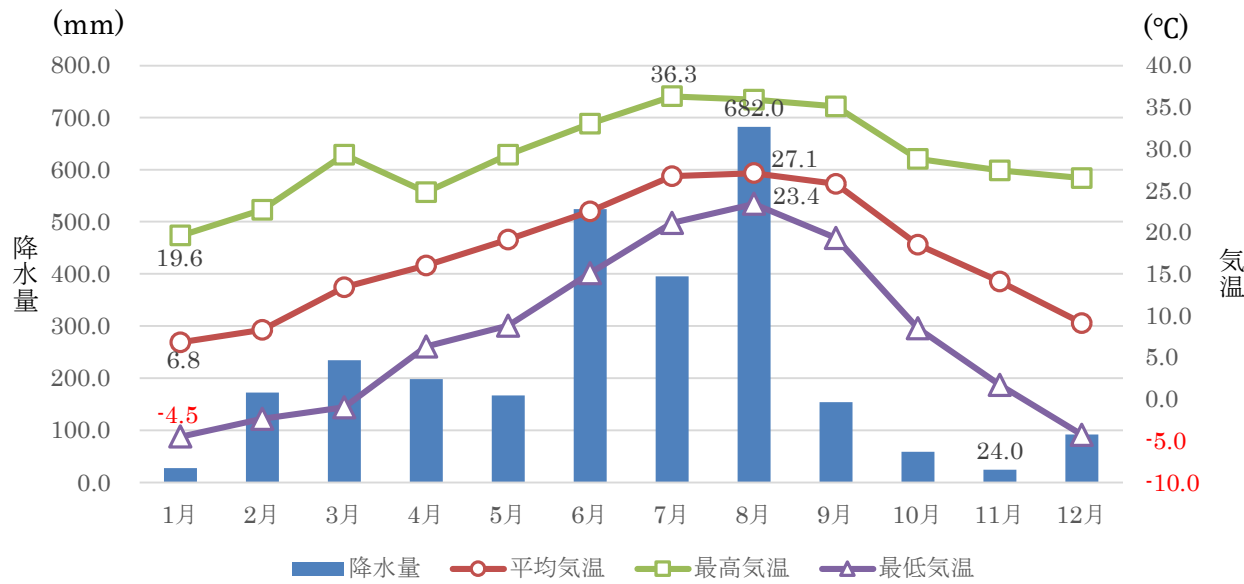


図1－4 月別降水量と気温の推移 (2023 年)

3 人口・世帯数

本町の総人口は、緩やかな増加傾向にありましたが、平成12年(2000年)をピークに減少傾向に転じ、令和2年(2020年)は17,379人となっています。

世帯数についても増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しており、令和2年(2020年)は6,874世帯となっています。

一方で、65歳以上の単独世帯数は増加傾向が続いており、昭和55年(1980年)から40年間で約5.6倍増加して、令和2年(2020年)は1,054世帯となっています。

また、一世帯当たりの人員は、昭和55年(1980年)の3.61(人/世帯)から令和2年(2020年)には2.53(人/世帯)まで減少しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

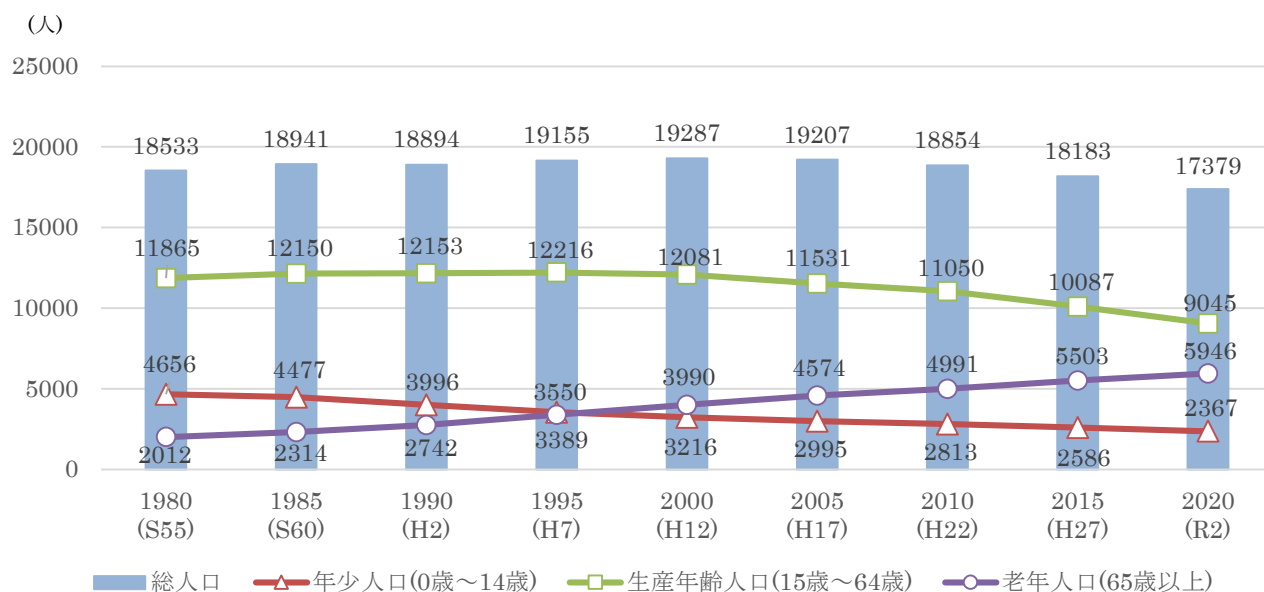


図1-5 人口の推移

資料：国勢調査

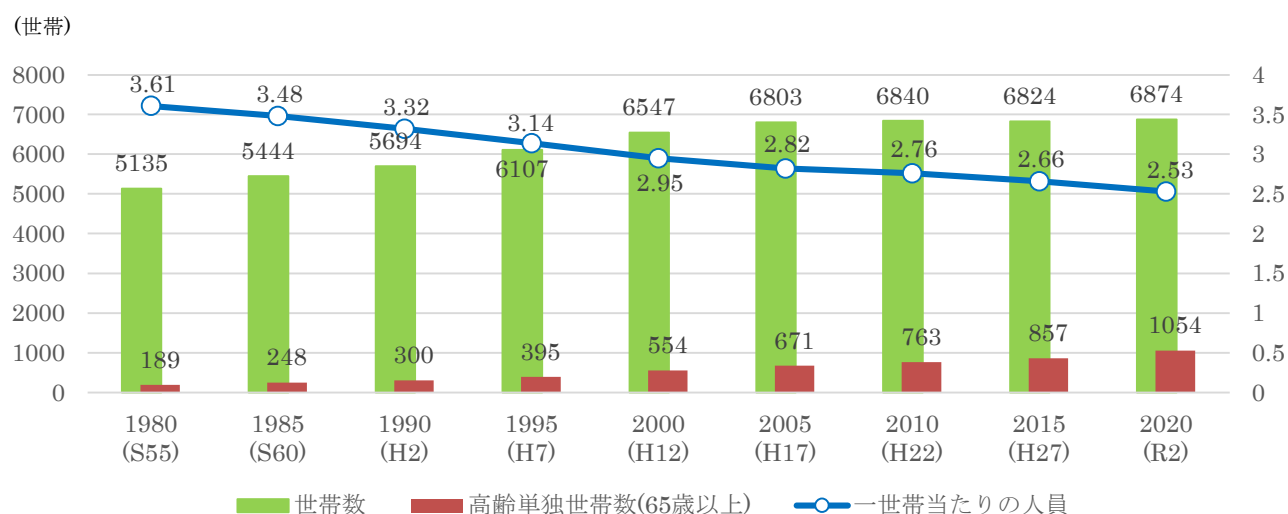


図1-6 世帯数の推移

資料：国勢調査

4 産業

本町の産業別就業者の推移は、第1次産業及び第2次産業の割合は減少傾向にありますが、第3次産業の割合が増加傾向にあり、令和2年(2020年)は第1次産業が7.1%、第2次産業が32.4%、第3次産業が60.5%となっています。宮崎県と比較すると、第1次産業及び第3次産業の割合は低く、第2次産業の割合が高い傾向となっています。

令和2年(2020年)の産業別構成比の内訳をみると、「製造業」が20.4%で最も高く、次いで「医療・福祉」が18.0%、「卸売業、小売業」が13.3%となっています。

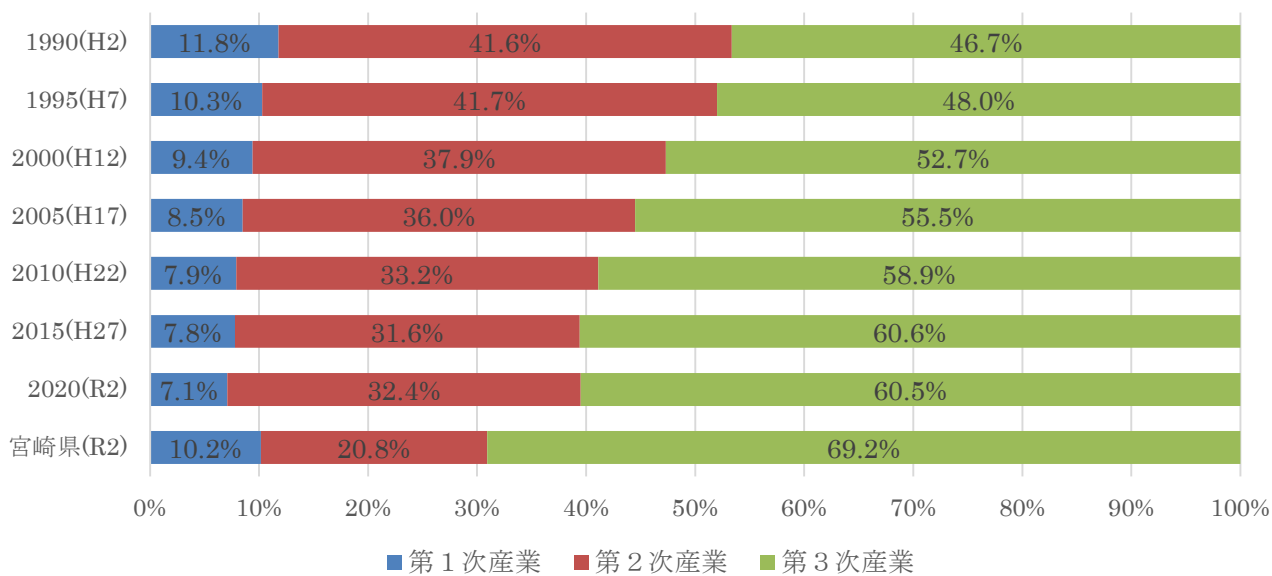


図1-7 産業別就業者割合の推移

資料：国勢調査

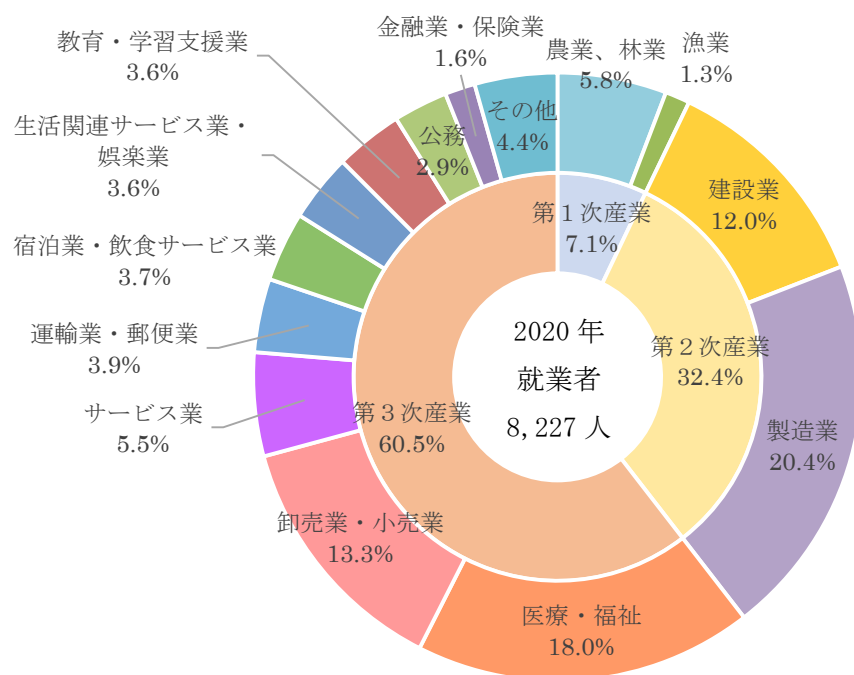


図1-8 産業別就業者割合(2020年)

資料：国勢調査

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体系

1) ごみ分別体系

令和7年度の本町におけるごみ分別体系は以下のとおりです。

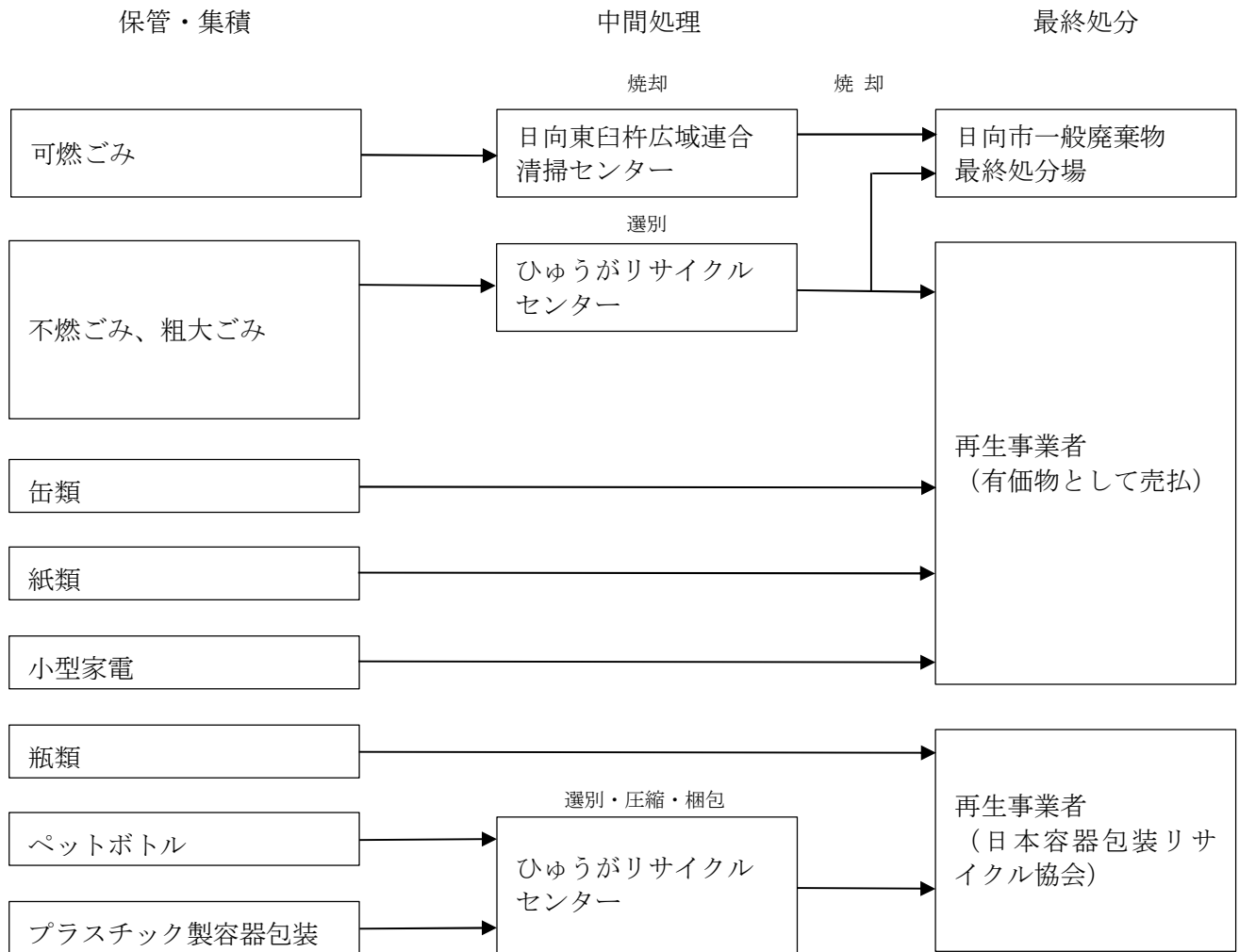
分別区分		具体例
可燃ごみ		生ごみ類、紙くず、木くず、プラスチック類など
不燃ごみ及び粗大ごみ		陶磁器、ガラス、金属類、スプレー缶、タンス等の家具類
資源物	缶類	アルミ缶、スチール缶
	瓶類	無色、茶色、その他（食品・化粧品・飲料容器等）
	紙類	新聞紙、チラシ、雑誌カタログ類、ダンボール類、牛乳パック等
	ペットボトル	リサイクルマーク記載製品
	プラスチック容器包装	リサイクルマーク記載製品
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ等 16 品目

表2-1 分別体系

種類	処理方法
家電リサイクル法の対象機器	家電小売店、許可業者、延岡ダイキュー運輸㈱へ持ち込み
消火器	消火器の販売代理店、防災・防犯業者
ガソリン、オイル、灯油	販売店、ガソリンスタンド
カーバッテリー、タイヤ	販売店、ガソリンスタンド、カーショップ
在宅医療廃棄物	医療機関、調剤薬局
その他処理困難物（ガスボンベ・バイク・農機具類・風呂釜・農業用ビニール・農薬等）	販売店や処理業者に相談

表2-2 収集できないごみの種類と処理方法

2) ごみ処理フローの概略



※処理施設の概要は本章「3 中間処分」「4 最終処分」を参照。

図 2-1 ごみ処理フロー

2 収集・運搬

1) 分別収集体制

分別区分		排出者	収集主体		
			町委託	直接搬入	許可業者
可燃ごみ		家庭	○	○	×
		事業所	×	○	○
不燃ごみ		家庭	○	○	×
		事業所	×	×	×
粗大ごみ		家庭	×	○	×
		事業所	×	△	△
資源物	缶類	家庭	○	○	×
		事業所	×	△	△
	瓶類	家庭	○	○	×
		事業所	×	×	×
	紙類	家庭	○	○	×
		事業所	×	△	△
	ペットボトル	家庭	○	○	×
		事業所	×	×	×
	プラスチック製容器包装	家庭	○	×	×
		事業所	×	×	×
	小型家電	家庭	○	○	×
		事業所	×	×	×

○収集回収を行うもの △一部産業廃棄物として処理されるもの ×収集回収を行わないもの

表 2 - 3 分別収集体制

2) 収集運搬体制

①生活系廃棄物（計画収集）

分別区分		収集運搬主体	収集頻度	排出方法	収集形態
可燃ごみ		委託	週 2 回	透明袋	ステーション
不燃ごみ		委託	月 1 回	透明袋	ステーション
資源物	缶類	委託	月 1 回	回収かご	資源物ステーション
	瓶類	委託	月 1 回	回収かご	資源物ステーション
	紙類	委託	月 1 回	回収かご	資源物ステーション
	ペットボトル	委託	月 1 回	透明袋	ステーション
	プラ製容器包装	委託	週 1 回	透明袋	ステーション
	小型家電	直営	随時	回収ボックス	拠点回収

②生活系廃棄物（直接搬入）

分別区分		収集運搬主体	収集頻度	排出方法
可燃ごみ		排出者	随時	清掃工場へ直接持込による
不燃ごみ				
粗大ごみ				
資源物	缶類			
	瓶類			
	紙類			
	ペットボトル			
小型家電				

③事業系廃棄物

分別区分		収集運搬主体	収集頻度	排出方法	収集形態
可燃ごみ		許可業者	随時	業者指定による	戸別
粗大ごみ					
資源物	缶類				
	紙類				

④事業系廃棄物（直接搬入）

分別区分		収集運搬主体	収集頻度	排出方法
可燃ごみ		排出者	随時	清掃工場へ直接持込による
粗大ごみ				
資源物	缶類			
	紙類			

表 2－4 計画収集の概要（令和 6 年度末現在）

3 中間処分

1) 焼却処分

可燃ごみの処理は表 2－5 のとおり、日向東臼杵広域連合清掃センターにて処理を行っています。

施設名称	日向東臼杵広域連合清掃センター
処理区域	門川町を含む 1 市 2 町 2 村
所在地	日向市大字富高 2 1 9 2 番地
供用開始	平成 3 年 3 月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉ストーカ式
処理能力	1 6 0 t / 日 (8 0 t / 2 4 h × 2 基)

表 2－5 焼却施設の概要

2) 再生利用

不燃ごみ及び粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装の中間処理については、表 2－6 のとおり、株式会社黒田工業ひゅうがりサイクルセンターにて処理を行っています。

またそれらを除く資源物については、有価売却しています。

施設名称	(株)黒田工業 ひゅうがりサイクルセンター	
処理区域	門川町を含む 1 市 2 町 2 村	
所在地	日向市竹島町 1 番地 8 6	
供用開始	平成 1 9 年 4 月	
処理能力	不燃・粗大ごみ	破碎・選別施設 5. 1 t / h
	ペットボトル	圧縮梱包方式 0. 5 8 / h
	プラスチック製容器包装	圧縮梱包方式 0. 5 8 / h

表 2－6 リサイクル施設の概要

4 最終処分

1) 最終処分

日向東臼杵広域連合清掃センター及びひゅうがリサイクルセンターで中間処理を施すことの出来ない可燃ごみの残渣及び不燃ごみ（直接埋立物）について、日向市一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

施設名称	日向市一般廃棄物最終処分場	
所在地	日向市大字富高 1 4 4 0 番地	
埋立面積	1 2, 7 0 0 m ³	
埋立容量	1 2 7, 0 0 0 m ³	
埋立構造	アスファルトシート＋不透水性土の二重構造	
埋立物	焼却残渣、不燃残渣	
竣工	平成 1 2 年 3 月	
浸出水処理施設	処理能力	3 0 0 m ³ /日
	処理方式	回転円盤＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭

表 2－7 最終処分場の概要

2) 次期最終処分場

日向市一般廃棄物最終処分場の使用期限が令和 13 年に迫っていることから、日向東臼杵広域連合において次期最終処分場整備事業を進めています。令和 5 年度に、建設候補地である美郷町花水流地区と最終処分場建設に向けた基本同意を交わしました。

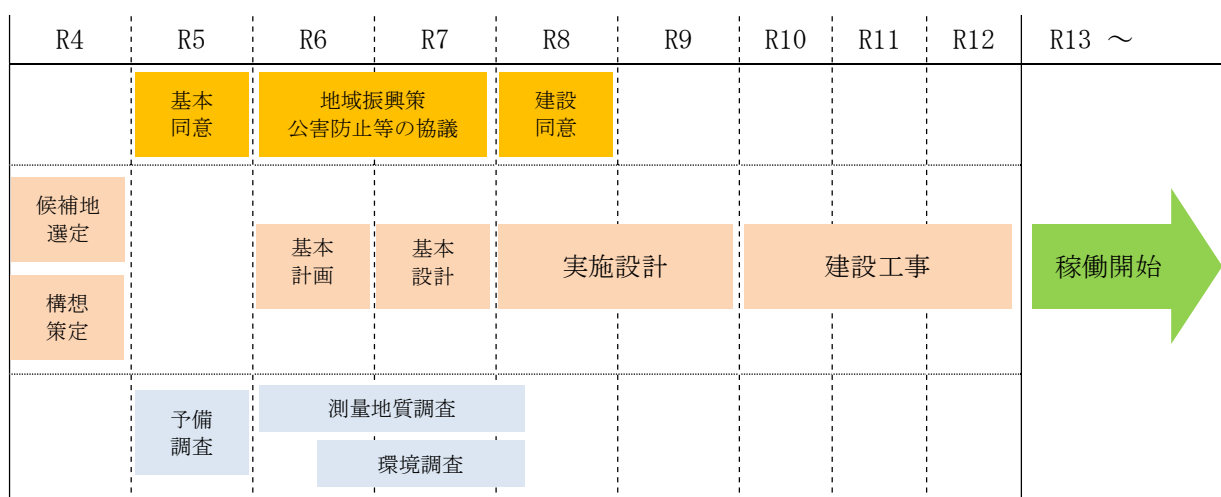


表 2－8 次期最終処分場のスケジュール

5 ごみ排出状況

1) ごみ排出量の推移

本町のごみ排出量の推移は表 2－9 に示すとおりです。ごみ総排出量は人口とともに減少しており、1 人 1 日あたりの排出量についても概ね減少している。

年度	計画収集人口 (人)	総排出量 (t)	1 人 1 日あたり排出量 (g)	増減率 (%)
平成 30 年	18,132	6,567	992	103.3%
令和元年	18,007	6,448	978	98.6%
令和 2 年	17,854	6,355	975	99.7%
令和 3 年	17,694	6,328	980	100.5%
令和 4 年	17,412	6,005	945	96.4%
令和 5 年	17,237	5,836	925	97.9%

表 2－9 ごみ排出量の推移

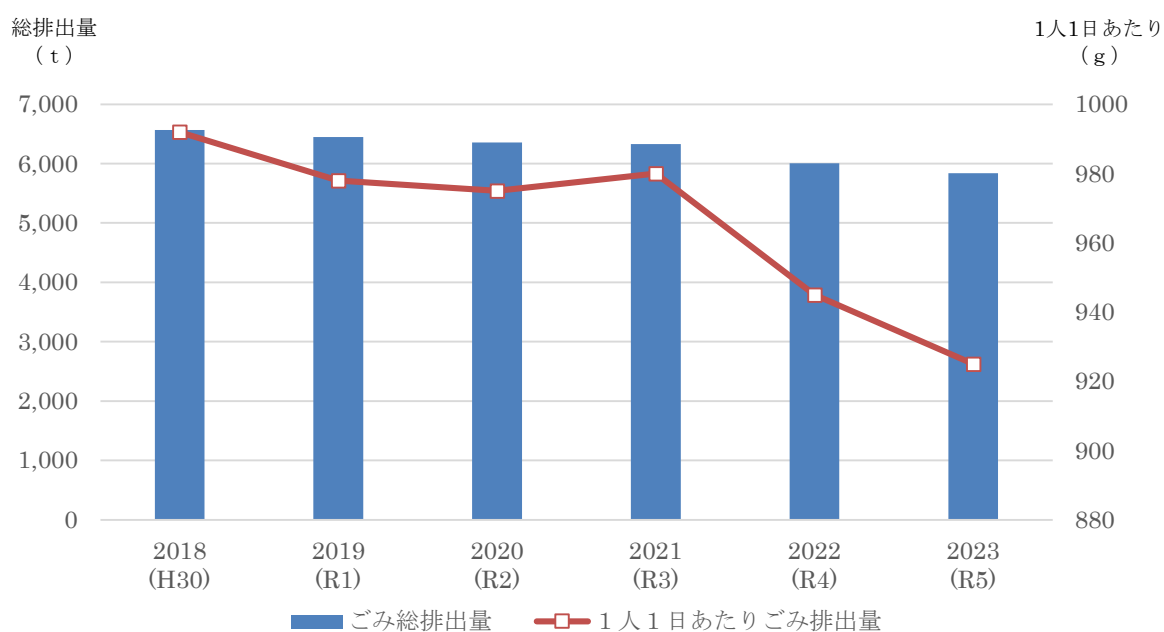


図 2－2 ごみ総排出量及び人口 1 日一人あたり排出量の推移

2) ごみ種別排出実績

表 2-10 のとおりごみ種別ごとの排出実績を見ると、可燃ごみと資源物が減少しています。

単位：t

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	合計
平成 30 年	5,201	185	1,181	6,567
令和元年	5,205	126	1,117	6,448
令和 2 年	5,139	276	940	6,355
令和 3 年	5,074	255	999	6,328
令和 4 年	4,882	212	911	6,005
令和 5 年	4,749	212	875	5,836

表 2-10 ごみ種別排出量の推移

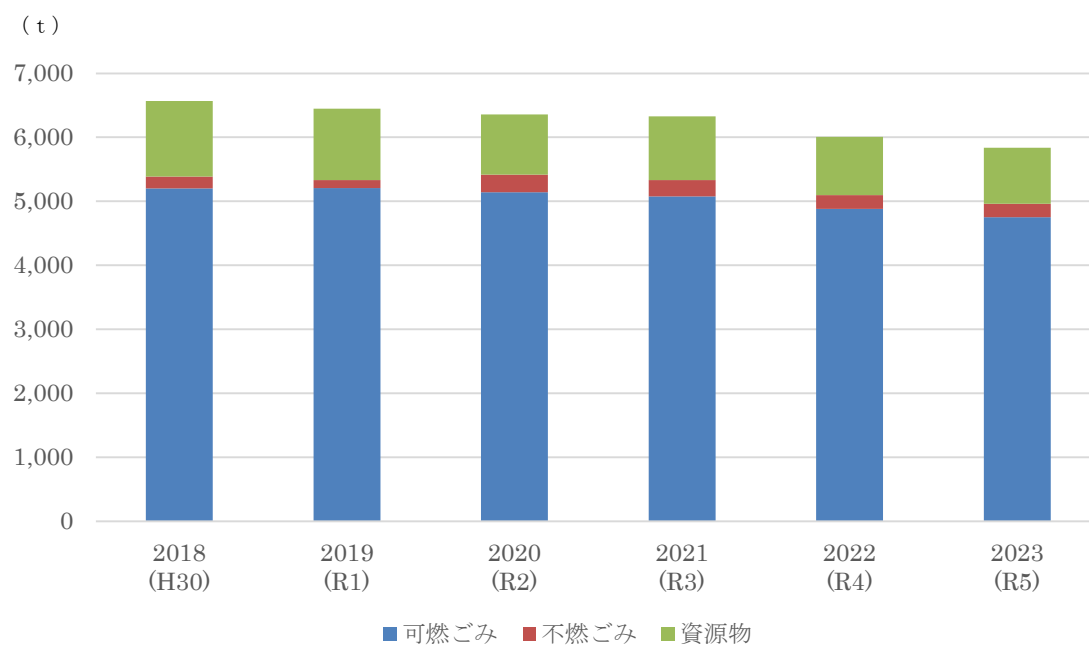


図 2-3 ごみ種別排出量の推移

3) 生活系廃棄物・事業系廃棄物の排出量の推移

生活系廃棄物がおおきく減少しているため、生活系廃棄物と事業系廃棄物の比率は、事業系廃棄物の比率が年々上昇しています。

単位：t

年度	生活ごみ	事業系ごみ	合計
平成 30 年	5,127	1,440	6,567
令和元年	5,046	1,402	6,448
令和 2 年	4,914	1,441	6,355
令和 3 年	4,930	1,398	6,328
令和 4 年	4,633	1,372	6,005
令和 5 年	4,459	1,377	5,836

表 2－11 生活系廃棄物・事業系廃棄物排出量の推移

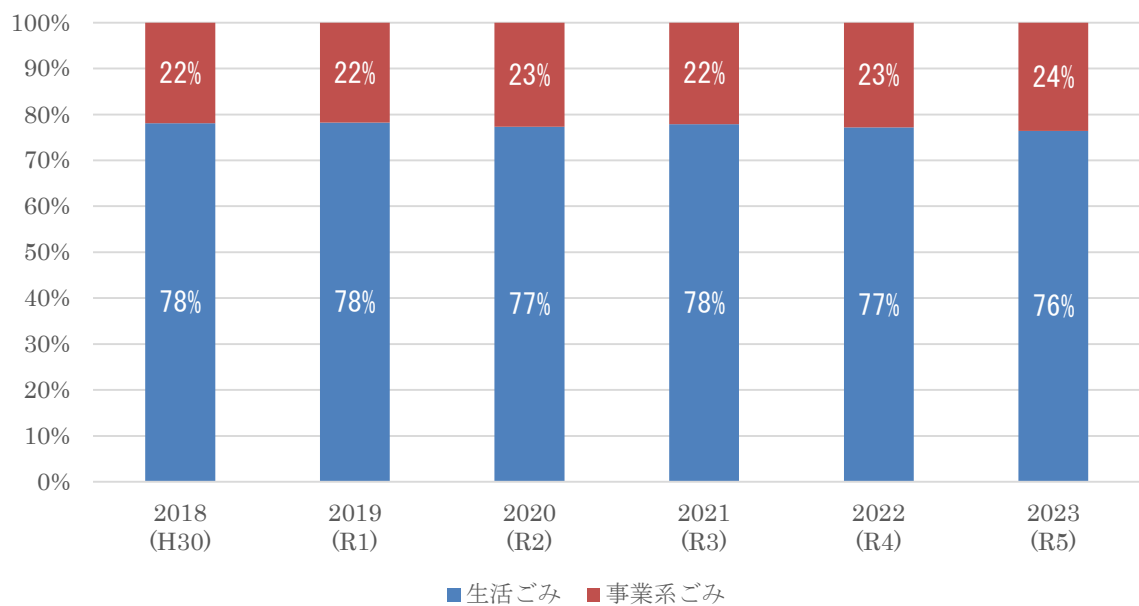


図 2－4 生活系廃棄物・事業系廃棄物排出量の割合の推移

6 再生利用・最終処分の状況

1) 資源物収集量及び再生利用量の推移

資源物処理量、再生利用量ともに減少しているが、中間処理率は徐々に上昇しています。

単位：t

年度	資源物処理量	再生利用量	中間処理率
平成 30 年	1,316	1,131	85.94%
令和元年	1,311	1,185	90.39%
令和 2 年	1,195	1,062	88.87%
令和 3 年	1,237	1,122	90.70%
令和 4 年	1,107	993	89.70%
令和 5 年	1,068	976	91.39%

表 2-12 資源物収集量及び再生利用量の推移

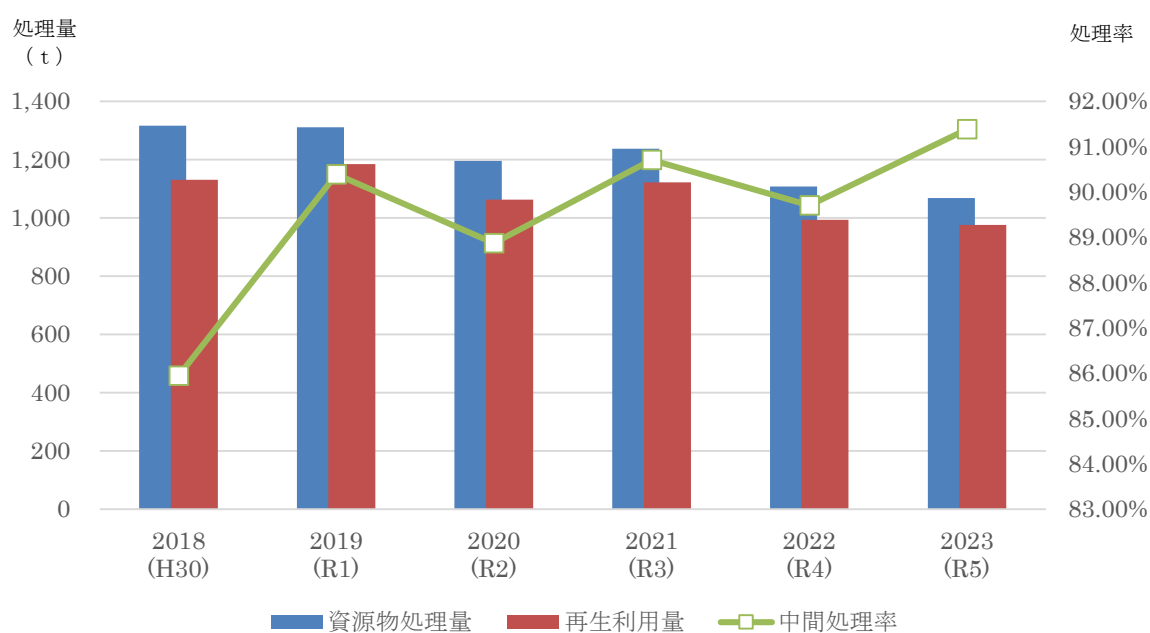


図 2-5 資源物収集量及び再生利用量の推移

2) 再生利用量の推移

再生利用量は毎年減少傾向にあり、紙類が特に減っています。

単位：t

種別	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
紙類	267	286	183	191	175	151
紙パック	2	2	10	17	15	7
紙製容器包装	117	127	143	146	144	135
金属類	117	138	221	251	176	210
ガラス類	100	97	83	99	99	106
ペットボトル	65	72	63	66	68	68
プラ製容器包装	156	148	154	156	154	146
固形燃料	199	193	205	196	162	153
その他	108	122				
合計	1,131	1,185	1,062	1,122	993	976

表 2-13 再生利用量の推移

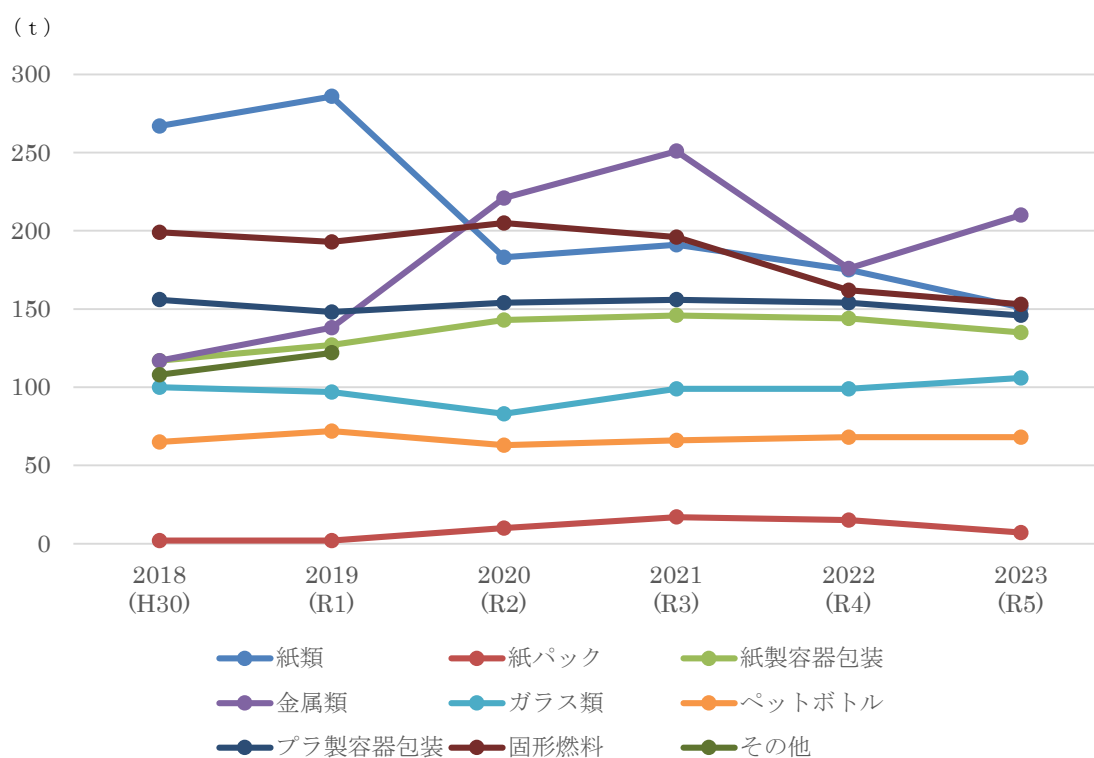


図 2-6 再生利用量の推移

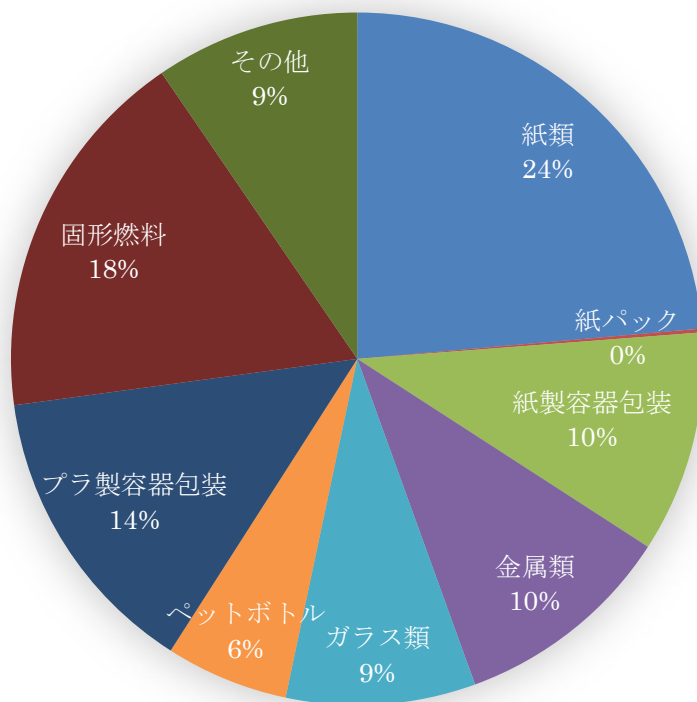


図 2－7 再生利用量の内訳（平成30年度）

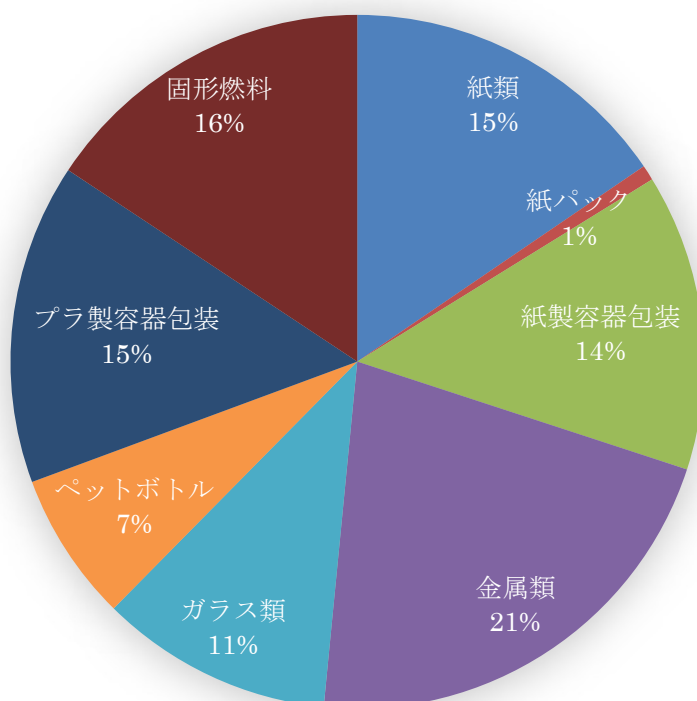


図 2－8 再利用率の内訳（令和5年度）

3) リサイクル率（再生利用率）の推移

リサイクル率（廃棄物排出量に占める再資源化量の割合）は徐々に減少している状況です。

年度	廃棄物排出量（t）		再資源化量（t）		リサイクル率
	排出量	集団回収量	再生利用量	集団回収量	
平成 30 年	6,517	42	1,131	42	17.88%
令和元年	6,517	43	1,185	43	18.72%
令和 2 年	6,334	21	1,062	21	17.04%
令和 3 年	6,311	17	1,122	17	18.00%
令和 4 年	5,989	16	993	16	16.80%
令和 5 年	5,817	19	976	19	17.05%

表 2－14 リサイクル率（再生利用率）の推移

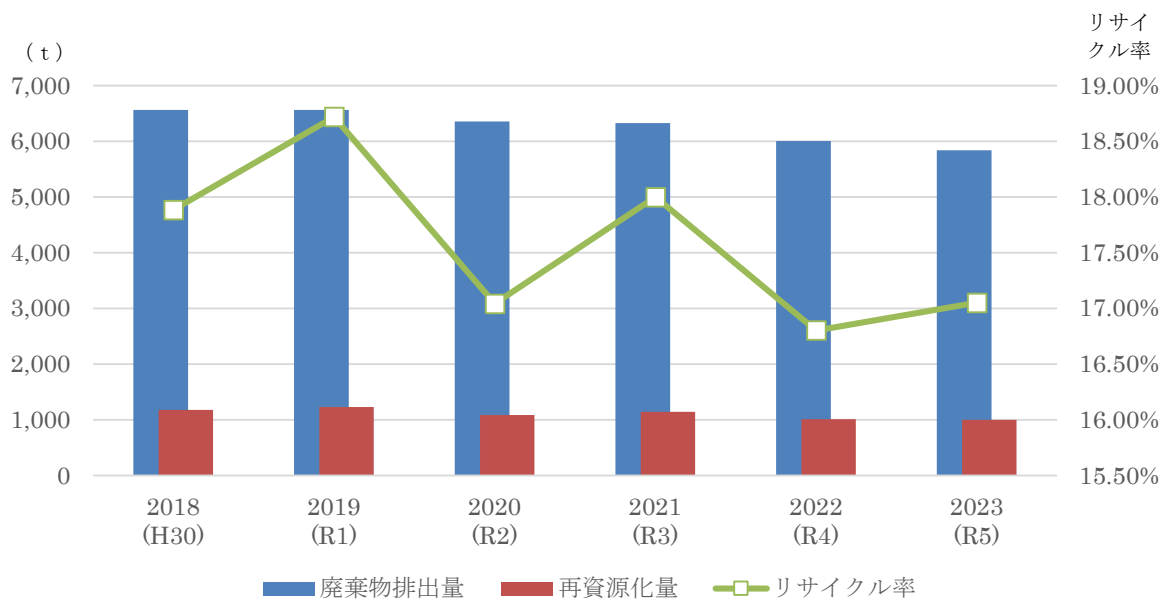


図 2－9 リサイクル率（再生利用率）の推移

4) 最終処分量の推移

最終処分量と最終処分率は徐々に減少している状況です。

年度	総排出量 (t)	最終処分量 (t)		最終処分率
		焼却残渣	資源化处理残渣	
平成 30 年	6, 567	541	185	11. 06%
令和元年	6, 448	535	126	10. 25%
令和 2 年	6, 355	561	132	10. 90%
令和 3 年	6, 328	547	115	10. 46%
令和 4 年	6, 005	523	114	10. 61%
令和 5 年	5, 836	507	92	10. 26%

表 2－15 最終処分量の推移

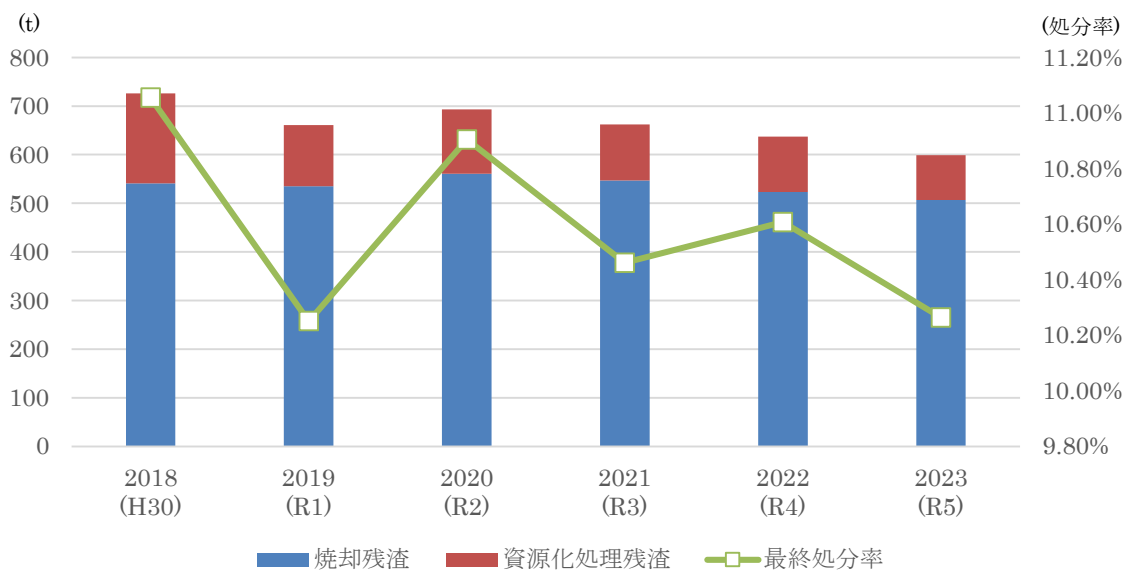


図 2－10 最終処分量の推移

7 ごみ減量・資源化に向けた取り組み

1) 資源ごみ回収奨励事業

現在、資源ごみ回収奨励事業として、有価物の集団回収を実施し、回収量に応じた報奨金を支給することで、地域での活動への支援を行っています。

区分 \ 金額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数	23	23	23	23
総売上金額（円）	932,208	1,623,332	1,962,290	2,089,010
総報酬金額（円）	262,740	303,220	318,180	367,760

表2-16 資源ごみ回収奨励事業

2) プラスチック製容器包装収集

これまでプラスチック製容器包装については、可燃ごみとして処分していたが、日向東臼杵清掃センターの延命化と、更なる資源化に向けて、平成25年9月より、一部地区において試験的に収集を実施し、平成26年4月から全地区で実施しています。

3) 小型家電リサイクル

家電品に使われる希少金属や貴金属類は輸入に頼っている一方で、使い終わった家電品からはリサイクルされず、そのままごみとして捨てられてきました。そこで平成27年2月からそれらのリサイクルのために、町内の関連施設等に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電（16品目）の回収を実施しています。

8 啓発事業・美化推進事業

1) 説明会の実施

ごみの減量、再資源化の効果的な推進には、町民の理解と協力が不可欠であることから、自治会、婦人会、老人クラブなどの会合において、分別の徹底や排出抑制の重要性を説明することで、町民のごみに対する意識の向上を図っている。

2) 清掃工場におけるごみ分別指導の徹底

搬入されるごみに、産業廃棄物が混入していないか、またごみの分別について指導を行う者を清掃工場内に配置している。

3) 4 R 事業の推進とマイバック利用促進

宮崎県 4 R 推進協議会や日向入郷地区 4 R 協議会と連携し、マイバックや啓発用品の配布を行い、レジ袋の安易な配布・使用を抑制している。

4) 環境教育の推進

子どもたちが環境について正しい理解を深め、ごみの減量化や資源化について実践できるよう、総合的な学習の時間などに環境学習を実施している。

5) 不法投棄の防止

不法投棄に対しては、警察、保健所及び関係機関と連携し、厳しく対処している。

またごみステーションにおいて、ルールから逸脱し、排出されたごみについても、特に悪質と判断される場合は、不法投棄と同様と見なし対応している。

6) 家庭ごみ収集カレンダー等の配布

家庭ごみ収集カレンダーや資源分別ガイドブックを配布し、ごみの発生抑制、分別、資源化を推進している。また、外国人居住者が増加していることから、ごみカレンダーの多言語化に取り組んでいる。門川町 LINE 公式アカウントでは、ごみ・資源物の分別検索ができるように対応している。

9 目標値の達成状況

1) 前計画の達成目標

前計画では、ごみの排出量に関する目標、中間処理に関する目標、最終処分に関する目標を設定していました。

- ① 町民1人1日あたりの排出量を平成20年度に対して、5%削減する。
- ② リサイクル率（再生利用率）を20%以上とする。
- ③ 最終処分率を10.7%以下とする。

2) 目標の達成状況

- ① 町民1人1日あたりの排出量を平成20年度に対して、5%削減する。

ごみの排出量に関する目標では、平成20年度の町民1人1日あたりの排出量1,239g/人日に対し、令和5年度は925g/人日で、削減率は25%の削減となり目標を達成しています。

- ② リサイクル率（再生利用率）を20%以上とする。

中間処理に関する目標では、令和5年度のリサイクル率は17.05%となっており、目標の達成は難しい状況です。前計画初年度の平成27年度のリサイクル率は17.73%で、リサイクル率は徐々に低くなっています。主な要因としては、資源物の中で一番大きな割合を占めていた新聞・雑誌の紙類が平成27年度からほぼ半減しており、資源物の排出量が見込みより大幅に少なくなっていることが挙げられます。

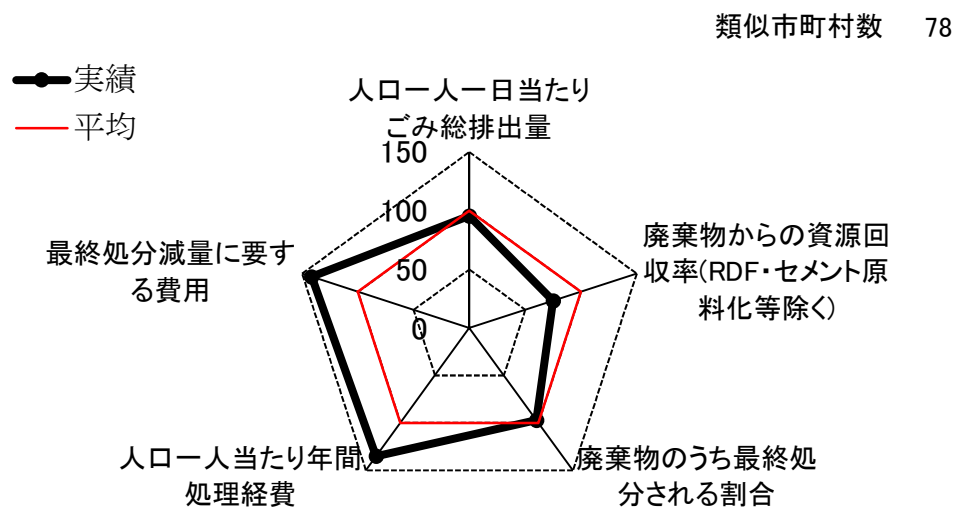
- ③ 最終処分率を10.7%以下とする。

最終処分に関する目標では、令和5年度 of 最終処分率は10.26%となっており、目標を達成しています。

10 類似自治体との比較

1) 類似団体との比較

環境省の市町村一般廃棄物処理システム比較支援ツールを用いて類似団体との比較を行いました。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。本町に類似した全国 78 自治体との比較では、「最終処分減量に要する費用」と「人口一人当たり年間処理経費」の項目で良好な数値となっており、類似団体より単価当たりの費用が安く、経済性に優れていることが分かります。また、「廃棄物からの資源回収率」の項目で平均より下回っており、類似団体より再生利用が進んでいないことが分かります。



資料：令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 4 年度実績）

図 2-11 類似団体との比較

標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総 排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメン ト原料化等除 く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t/t)	人口一人当た り年間処理経 費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	0.904	0.188	0.103	16,610	56,293
最大	1.539	0.855	0.838	34,024	277,707
最小	0.527	0.042	0	6,389	28,246
門川町実績	0.945	0.141	0.106	10,780	32,952
指数値	95.5	75.0	97.1	135.1	141.5

出典：令和 5 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和 4 年度実績）

表 2-17 類似団体との比較表

11 現状の課題

1) ごみの発生抑制・減量化及び資源化の推進

ごみの排出量は年々減少し、人口の減少割合よりも排出量の減少割合の方が大きい傾向にあり、また前計画におけるごみの排出量の目標を達成しています。しかし、一人一日当たりごみの排出量は、類似団体との平均を上回っているため、更なるごみの発生抑制・減量化に取り組む必要があります。

また、資源物排出量についても年々減少していますが、特に紙類の減少が大きく、近年の新聞・雑誌離れの影響が見受けられます。そのため、前計画のリサイクル率の目標達成は難しい状況です。

2) 清掃工場への直接搬入問題、施設設備の検討

人口密集地に隣接する清掃工場は、隣接市と比較してごみの直接搬入が容易であることから、家庭ごみや事業系ごみを問わず搬入台数が多く、年々増加傾向にあります。

家庭ごみに関しては、ごみステーション及び資源物ステーションへの排出を周知・浸透させ、事業系ごみに関しては、町の許可業者の利用を推進させる必要があります。

供給開始から40年以上経過している清掃工場については、運転を休止した焼却施設や埋設を終了した最終処分場を有しており、また中継施設の老朽化が著しいことから、将来的な施設整備のあり方について検討する必要があります。

3) きめ細やかな収集体制の整備

高齢や要介護状態による排出困難者（世帯）から排出されるごみの収集体制について、地区や関係機関と連携しながら必要な施策を講じていく必要があります。

第2節 排出ごみ量の予測

1 ごみ量予測の考え方

将来的なごみ量を予測するにあたっては、各計画年度におけるごみ量を、過去5年間の排出実績を基に、品目ごとに排出量見込みを算出し、さらにごみ排出量が人口動態に直接的な影響を受けることを考慮し、計画年度における将来推計人口を求め、これに乗じて算出しました。

また目標ごみ量については、品目ごとの減量施策に応じ算出しています。

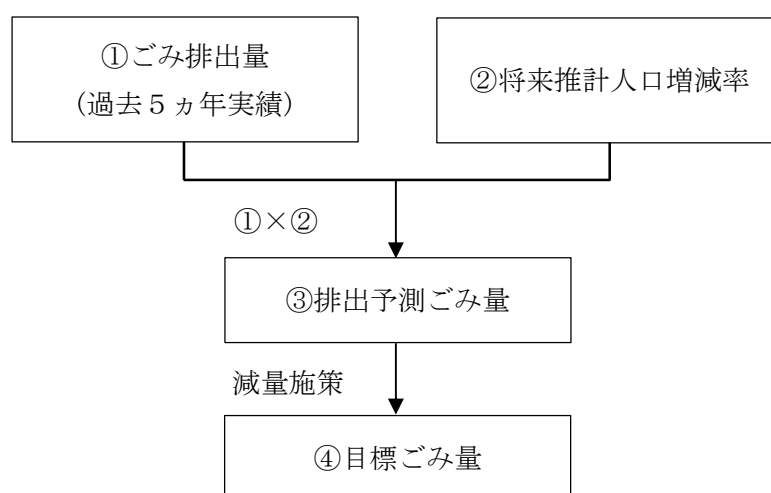


図2-12 ごみ量予測フロー

2 将来人口推計

将来人口の推計にあつては、市町村別推計人口（国立社会保障・人口問題研究所による人口推計データより算出）を用いました。

年度	推計人口（人）
令和7年	16,305
令和8年	16,115
令和9年	15,924
令和10年	15,734
令和11年	15,543
令和12年	15,353
令和13年	15,157
令和14年	14,962
令和15年	14,766
令和16年	14,571

表2-18 将来推計人口（各年度）

3 現状施策に基づくごみ量予測

ごみ排出総量は、人口の増減によって大きく影響されるため、単に総排出量の推移を見るだけでは排出傾向を正確に捉えることは出来ないことから、総排出量を人口で除することで得られる町民一人あたり排出量によって、ごみ量の推移を図る目安とします。

現状の施策に基づき、排出量が推移していったと仮定した場合、ごみ排出量は表2-19のとおり推移すると推計されます。

なおごみ排出予測量の推計にあつては、過去6年間の一人あたり排出量の平均値を求め、それに推計人口を加味しています。

年度	推計人口 (人)	総排出量 予測値 (t)	ごみ種別内訳			排出形態別内訳	
			可燃ごみ 予測値 (t)	不燃ごみ 予測値 (t)	資源物 予測値 (t)	生活ごみ 予測値 (t)	事業系ご み予測値 (t)
令和6年	16,520	5,824	4,695	196	933	4,515	1,309
令和7年	16,305	5,748	4,634	193	921	4,457	1,291
令和8年	16,115	5,681	4,580	191	910	4,405	1,276
令和9年	15,924	5,629	4,538	189	902	4,364	1,265
令和10年	15,734	5,547	4,472	187	888	4,301	1,246
令和11年	15,543	5,479	4,418	184	877	4,248	1,231
令和12年	15,353	5,412	4,363	182	867	4,196	1,216
令和13年	15,157	5,358	4,320	180	858	4,154	1,204
令和14年	14,962	5,275	4,252	178	845	4,090	1,185
令和15年	14,766	5,205	4,197	175	833	4,036	1,169
令和16年	14,571	5,137	4,141	173	823	3,983	1,154

表2-19 現状施策に基づくごみ排出量の推移（推計値）

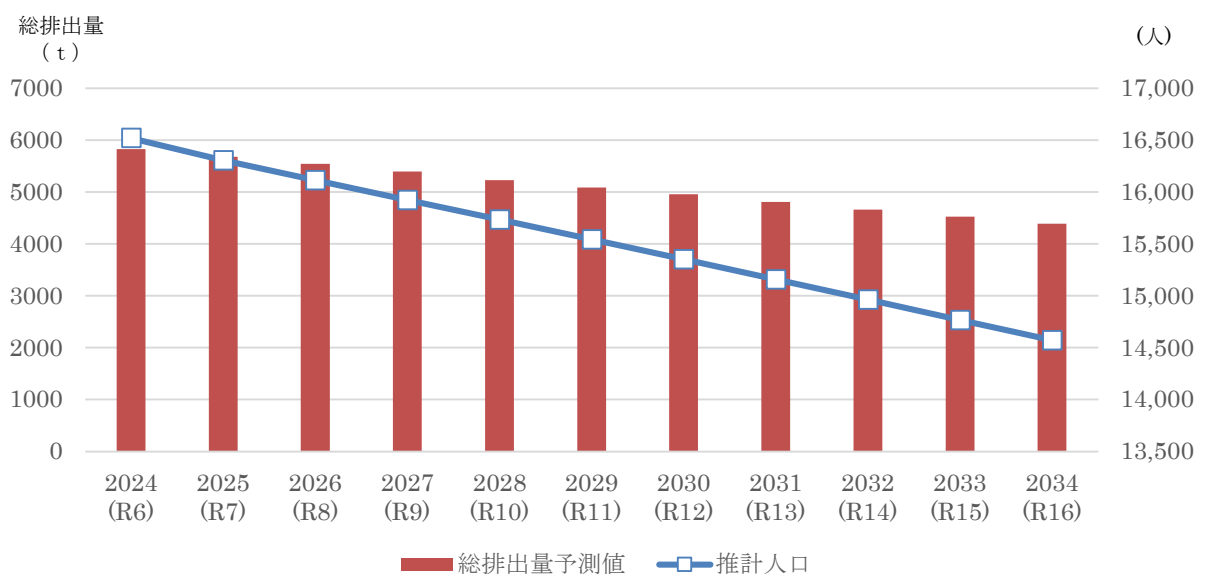


図2-13 現状施策に基づくごみ排出量の推移（推計値）

4 減量化・資源化目標

成果指標

- 1 町民1日1人あたりの排出量 850 g /人日以下を目指します。
- 2 リサイクル率 20%以上を目指します。
- 3 最終処分率 10%以下を目指します。

成果指標については、国、県、日向東臼杵広域連合の減量化・資源化に関する指標を参考にしました。特に日向東臼杵広域連合の一般廃棄物処理計画最終年度（令和 21 年度）の目標値を参考に、それを上回るペースで目標達成を目指しています。

区 分 年度	推計人口 (人)	1日当り排出量 (g)	総排出量予測値 (t)		ごみ減量効果	
			排出抑制施策	現状施策	単年度	累計
令和 6 年	16,520	918	5,535	5,824	▲289	▲289
令和 7 年	16,305	911	5,422	5,748	▲326	▲615
令和 8 年	16,115	905	5,323	5,681	▲358	▲973
令和 9 年	15,924	898	5,233	5,629	▲396	▲1,369
令和 10 年	15,734	891	5,117	5,547	▲430	▲1,799
令和 11 年	15,543	884	5,015	5,479	▲464	▲2,263
令和 12 年	15,353	877	4,915	5,412	▲497	▲2,760
令和 13 年	15,157	870	4,826	5,358	▲532	▲3,292
令和 14 年	14,962	864	4,718	5,275	▲557	▲3,849
令和 15 年	14,766	857	4,619	5,205	▲586	▲4,435
令和 16 年	14,571	850	4,521	5,137	▲616	▲5,051

表 2-20 排出抑制の実施効果推計

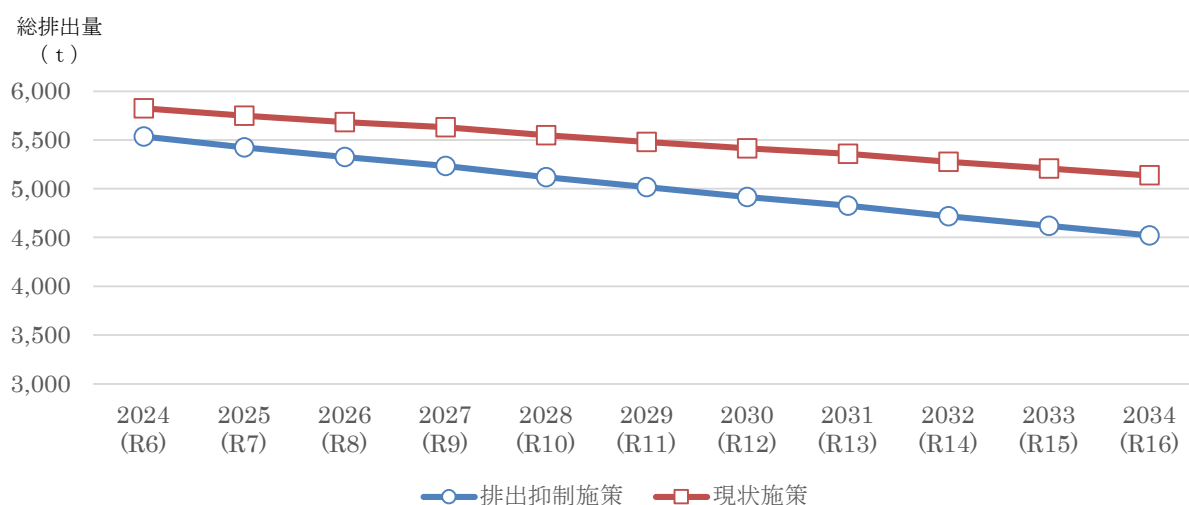


図 2-14 排出抑制に基づくごみ排出量推計及び効果

第3節 ごみの排出抑制のための方策

基本方針1「廃棄物の排出抑制・再生利用の促進」を達成するため、町、住民及び事業者が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

1 町の方策

現在実施中の施策や事業を継続しつつ、実績の評価と今後の見直しの基本方向に基づき、計画的なごみ処理と資源化に向けた取り組みを推進します。

1) 環境教育、普及啓発の実施

小学校や遊学塾などにおける環境学習出前講座を継続して実施し、また地区や事業所においても取り組みを広めていきます。家庭ごみ収集カレンダーの世帯配布やごみ・資源分別ガイドブック、門川町 LINE 公式アカウントなど様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

2) 生ごみの減量化

可燃ごみのうち大きな割合をしめている生ごみの減量化のため、生ごみの水切りや、食品ロス削減の啓発に努めます。また、生ごみの堆肥化について生ごみ処理機補助事業など周辺自治体を参考に調査・研究に努めます。

3) 不法投棄防止に係る啓発パトロール事業の実施

不適正処理や不法投棄が多く発生している地域については、重点監視対象とし、必要に応じて啓発看板や監視カメラ等を設置します。特に悪質な事案等については、町担当者及び警察、保健所等関係機関と連携して調査、摘発に努めます。

4) 分別・ごみ出しルール of 徹底

町内においては、ごみ出しのルールが守られていないケースが見受けられることから、区長等とも連携し、分別やごみ出しルールの徹底を図ります。また集合住宅等については、管理者等とも連携して進めます。悪質と判断される者については、不法投棄と判断し、警察とも連携して厳格に対処します。また日本語がわからない外国人のため家庭ごみ収集カレンダーの多言語化に努めます。

5) ごみの資源化の推進

ごみの資源化については、新たな分別品目や回収方法の検討をする必要があるが、日向東臼杵広域連合循環型社会形成推進地域計画において、令和13年までにプラスチック製品廃棄物の分別回収・再資源化を実施する必要があるため、構成市町村と検討を進めます。

6) 戸別収集の制度化の検討

高齢や要介護状態による排出困難者（世帯）から排出されるごみの収集体制について、戸別収集方式の制度化を検討します。

7) 適正処理困難物等への対処方針

適正処理困難物については、統括的な処理責任は町が有するものの、現に町で処理が困難となっている廃棄物については、その適正処理を確保するために民間の処理施設を活用して対処します。

2 住民の役割

私たちは生活するうえで、多くの物やエネルギーを消費して生活し、様々なごみを排出しています。廃棄物の排出を抑制し、循環型社会への転換を図っていかなければなりません。

1) 生ごみの削減

食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解に努め適量を購入し、食べきり・使い切りを心掛けることで食品ロスの削減に資する購買行動に努めます。また、生ごみを水切りし減量化を進め、コンポスト等を活用し生ごみの堆肥化を推進します。

2) マイバック運動の実施

マイバック持参によるレジ袋の使用削減や、無駄な包装を断る等の運動を展開し、町民生活の中でごみの減量化に努めます。また、マイボトル、マイ箸等を携帯し、使い捨て容器の使用を抑制します。

3) リユース品など環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器を用いている商品を選択し、トイレットペーパーに再生品を使用するなど環境物品の使用を促進し、使い捨て品の使用を抑制します。

4) 資源ごみ回収奨励事業

子ども会やスポーツ少年団、高齢者クラブ等による資源ごみ回収に報奨金を交付している資源ごみ回収奨励事業は、ごみの減量化・資源化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであるため、本事業を積極的に活用します。

3 事業者の役割

事業活動によって発生する排出物の削減、並びに資源物の分別及び再資源化に努め、また町民にとってごみの減量や再資源化につながる取組を推進します。

1) 事業系ごみの排出削減

製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努めます。ペーパーレス化を心掛け紙ごみの削減を推進します。

2) 過剰包装の抑制

容器包装の簡素化、減量化に努め、リユース容器の利用・回収を促進します。

3) リユース品など環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

トイレットペーパーに再生品を使用するなど使い捨て品の使用を抑制し、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

4) 食品廃棄物の排出抑制

食品小売業では、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品が廃棄物にならない販売方法を工夫し、外食産業では、30・10 運動への呼びかけなど食品ロス削減を推進し、食品廃棄物の資源化を検討します。

第4節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

基本方針2「廃棄物の適正処理の確保」のために、ごみの性状を勘案した処理方法について定めます。

1 収集運搬計画

1) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分については、「第2章第1節ごみ処理体系」中「表2-1 分別体系」で示した体系を継続しますが、「第2章第3節5) ごみの資源化の推進」で示したとおり、令和13年までにプラスチック製品廃棄物の分別回収・再資源化を実施する必要があるため、構成市町村と検討を進めます。また、制度変更等必要に応じ追加・変更するものとします。

収集できないごみの種類と処理方法については、「第2章第1節ごみ処理体系」中「表2-2」の通りとします。

2) 収集・運搬体制

収集・運搬体制については、本計画の「第2章第1節2 収集・運搬」中で示した体制を継続します。生活系廃棄物については、町収集（委託）により収集運搬を行います。また、事業系廃棄物については、廃掃法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業許可業者に排出者自ら委託することにより収集運搬を行います。プラスチック製容器包装を除く生活系廃棄物・事業系廃棄物共に、町の定める分別により町の清掃工場へ直接搬入することができます。

分別収集の詳細については、各種リサイクル技術の進展及び法制度の変化により、年度単位による調整が必要であることから、各年度に策定する一般廃棄物処理実施計画により明示するものとしますが、原則として基準年度となる令和7年度時点における収集分別に基づき計画収集を行うものとします。

3) 分別収集運搬の方法及び運搬量

分別収集運搬方法及び運搬量については、具体的には単年度計画である一般廃棄物処理実施計画において明示するものとし、直営・委託により効率的かつ適正に実施します。

2 中間処分計画

1) 中間処分に関する目標

中間処理については、日向東臼杵広域連合清掃センターで可燃ごみを、また資源物の一部についてはひゅうがりサイクルセンターにおいて、選別、梱包等を行うことを基本としますが、それらでは処理出来ないもの（再生利用含む）については、他の事業者へ委託して処理することとし、再生利用率の向上を図ります。

成果指標

リサイクル率 20%以上を目指します。

2) 中間処分の方法及び量

将来的な資源化量の見込みを表 2-21 に示します。

	令和 5 年度	令和 16 年度
廃棄物排出量 (t)	5,836	4,521
資源化量 (t)	976	888
集団回収量 (t)	19	17
リサイクル率	17.05%	20.02%

表 2-21 資源化量見込み

①焼却

町内すべての可燃ごみの処分を日向東臼杵広域連合清掃センターにおいて行います。

②破碎・金属回収、固形燃料

不燃ごみについては、ひゅうがリサイクルセンターにおいて、破碎・金属回収を行います。また、可燃性残渣については日向東臼杵広域連合清掃センターにおいて焼却処理、不燃性残渣については最終処分場で埋立て処分を行います。

③資源化

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、ひゅうがリサイクルセンターにおいて、資源化に必要な中間処理を施し、びん類については、清掃工場において色選別の後、公益法人日本容器包装リサイクル協会が委託した再生事業者へ引き渡し、再商品化を行います。紙類、缶類、金属類については、清掃工場において選別・保管の後、再生事業者へ有価物として売り払います。使用済小型家電については、町が設置した回収ボックスにて回収後、清掃工場で保管し、再生事業者へ有価物として売り払います。

④その他

草木及びがれき等の受入が困難な品目については、町内の一般廃棄物処分業者に直接搬入後、焼却処理及び再生利用を実施します。

3) 中間処理施設の整備に関する事項

門川町が所有する中継処理施設は中継施設として門川町清掃工場があります。焼却施設としては、本町の加入する日向東臼杵広域連合が管理する清掃センターがあります。

①清掃工場

門川町清掃工場は、以前はごみの焼却施設並びに粗大ごみ破碎処理施設として使用していましたが、現在は日向東臼杵広域連合清掃センター及びひゅうがりサイクルセンターへ搬出するための中継施設として使用されています。焼却施設部分については、昭和 53 年供用開始であり老朽化が進んでいることから、施設の適正廃止並びに中継施設の更新について検討を行う必要があります。

②日向東臼杵広域連合清掃センター

清掃センターは、平成 3 年に供用開始し、これまでに 2 度の大規模改修を行っています。広域連合では、令和 6 年 3 月に長寿命化総合計画を策定し、延命化の目標年度を令和 20 年度として、令和 6～8 年度にかけて延命化工事を実施しています。そのため、今後次期焼却施設の令和 21 年度供用開始にむけて検討を進める予定となっています。

3 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

「第 2 章第 1 節 4 最終処分」のとおり、現状の最終処分体制にあつては、可燃ごみについては日向東臼杵広域連合清掃センターで中間処理（焼却）された後に、また不燃ごみの残渣についてはひゅうがりサイクルセンターにて選別を行い、それぞれ日向市最終処分場において埋立てを行います。

成果指標

最終処分量 10%以下を目指します

2) 最終処分の方法及び量

将来的な最終処分量の見込みを表 2-22 に示します。今後は資源物の中間処理効率の向上により処理残渣の低減を図り、最終処分量の抑制に努めます。

	令和 5 年度	令和 16 年度
廃棄物排出量（t）	5,836	4,521
焼却残渣（t）	507	383
資源化処理残渣（t）	92	69
最終処分量	10.26%	9.99%

表 2-22 最終処分量見込み

3) 最終処分場の整備に関する事項

日向市最終処分場の使用期限が令和 13 年に迫っていることから、日向東臼杵広域連合において令和 13 年度から稼働開始予定の次期最終処分場整備事業を進めています。

第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 一般廃棄物処分業許可方針

一般廃棄物収集運搬業の許可については、ごみ発生の見込み量に対し許可事業者数は充足しており、既存の許可事業者による収集運搬によりこれまで適正な処理が認められることから、原則として新規の許可を行いません。ただし、資源化の促進の観点や、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合は、検討を行います。

一般廃棄物処分業の許可については、資源化の促進の観点や現行の体制で適正な処理が困難なごみを処分する場合において、必要に応じて許可を行います。

2 災害廃棄物対策

災害廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。そのため、平時から災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時でも対応できる廃棄物処理体制の整備を図ります。

また、門川町地域防災計画との整合性を図りながら、災害時に備えた門川町災害廃棄物処理計画について、適宜見直しを図ります。

発災時には、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが重要となるため、事業継続計画の策定について検討します。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1 本町の生活排水処理体系

本町の生活排水処理体系は、図3-1のとおりとなっている。

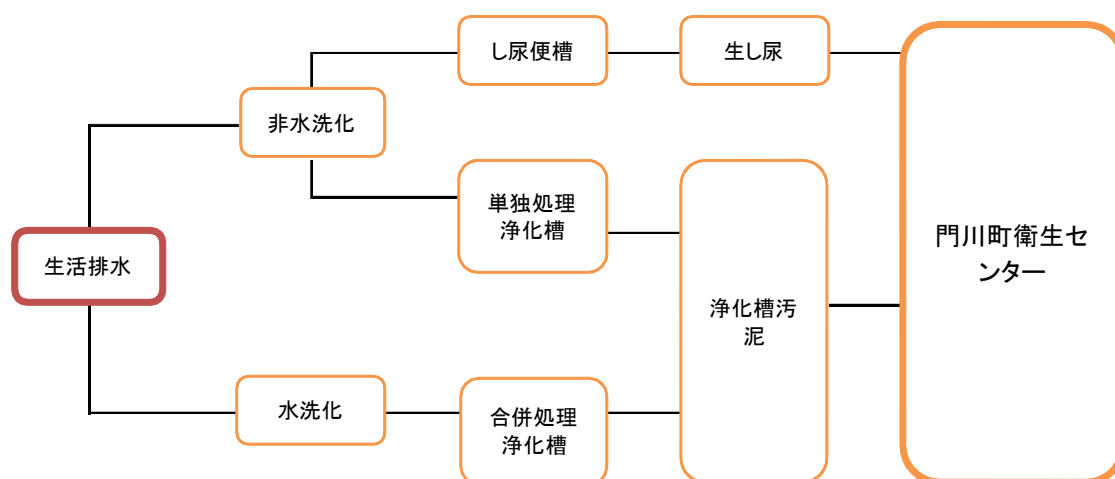


図3-1 生活排水処理体系（門川町）

2 生活排水処理人口の現状

本町における過去5年間の生活排水の処理形態別人口は表3-1のとおりです。

合併処理浄化槽の人口が年々増加しているため、生活排水処理率は年2～3%増加しています。

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）		17,914	17,754	17,472	17,288	17,065
	水洗化・生活雑排水処理人口（人）	13,531	13,873	14,240	14,471	14,431
	合併処理浄化槽（人）	12,581	12,968	13,393	13,670	13,687
	漁業集落排水施設（人）	950	905	847	801	744
	単独処理浄化槽（人）	3,017	2,753	2,421	2,110	1,972
	し尿便槽（人）	1,354	1,128	811	707	662
生活排水処理率		75.5%	78.1%	81.5%	83.7%	84.6%

表3-1 処理形態別人口の推移

3 生活排水処理実績

門川町衛生センターでの過去5年間の生活排水処理量の実績は表3-2のとおりです。過去5ヵ年の処理量は約7,500k1で推移しています。

	処理量（k1）			処理割合（％）	
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥
令和元年	457.4	6,587.8	7,045.2	6.5	93.5
令和2年	398.0	7,104.7	7,502.7	5.3	94.7
令和3年	449.5	6,985.0	7,434.5	6.0	94.0
令和4年	490.1	7,185.0	7,675.1	6.4	93.6
令和5年	421.7	7,006.5	7,428.2	5.7	94.3

表3-2 生活排水処理量実績の推移

4 生活排水処理施設

1) し尿処理施設

本町のし尿処理施設は、昭和56年3月に竣工した門川町衛生センターがあり、処理能力は40k1／日です。

施設名称	門川町衛生センター
処理主体	門川町
施設所在地	門川町大字門川尾末2998番の1
稼働年月	昭和56年4月
処理方法	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	40k1／日

表3-3 し尿処理施設の概要

衛生センターは、稼働開始から40年を経過し、設備装置をはじめ施設全体の老朽化が進行している状態であるため、現施設敷地内に新たな処理施設の整備を進めています。

整備期間	令和6～8年度
稼働開始予定	令和9年4月
処理方法	生物学的脱窒素処理+高度処理
処理能力	23k1／日

表3-4 施設整備の基本事項

2) 漁業集落排水処理施設

本町の漁業集落において、漁業集落環境整備事業を進める中で、漁港及び周辺の公共用水域の水質浄化を目的とした漁業集落排水処理施設を旭町区及び上納屋区に整備しています。

ただし、上記の漁業集落排水施設については、生活雑排水のみの処理施設であるため、し尿については、汲取り・単独浄化槽及び合併処理浄化槽にて処理を行っています。

したがって、本施設の処理区域における生活排水処理施設は、浄化槽処理施設とします。

施設名称	尾末東地区污水处理施設
処理主体	門川町
施設所在地	門川町大字門川尾末 1411 番地 11
稼働年	昭和 62 年
処理方法	接触ばっ気方式
処理能力	400 m ³ /日

施設名称	上納屋地区污水处理施設
処理主体	門川町
施設所在地	門川町大字門川尾末 9230 番地 16
稼働年	昭和 62 年
処理方法	接触ばっ気方式
処理能力	750 m ³ /日

表 3－5 漁業集落排水処理施設整備状況

3) 単独・合併処理浄化槽

令和 5 年度末現在における本町の単独・合併処理浄化槽設置状況は、表 3－6 のとおりです。

なお、南ヶ丘地区造成時に、民間設置型の大型合併処理浄化槽（1,100 人槽）が設置されており、その人数も含んでいます。

単独浄化槽	合併処理浄化槽
1,972 人	13,687 人

表 3－6 浄化槽の整備状況

5 生活排水処理の取り組み

1) 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水処理の取り組みについては、以前、公共下水道事業基本計画を策定しておりましたが、財政問題等、現実的ではないとの判断の元、平成 20 年度に生活排水対策基本計画を改定し、町内全域において公共下水道ではなく、家庭や事業所等への合併処理浄化槽整備による効率的な生活排水処理対策の促進を図ることとなりました。

浄化槽については、昭和 60 年度に浄化槽法が施行され、昭和 62 年度に浄化槽設置整備事業（個人設置型）が国庫補助の対象となったことで浄化槽の普及促進が図られており、本町においても、この補助事業を実施し、浄化槽の普及に努めています。

また、平成 12 年度以降は新たな単独処理浄化槽の設置が出来なくなったことから単独処理浄化槽及びし尿便槽から合併処理浄化槽への転換について上乗補助を行うなど転換推進に努めています。

浄化槽設置整備事業の補助概要については、下記のとおりです。

補助対象区域	人槽区分	補助額
町内全域	5 人槽	452,000 円
	7 人槽	534,000 円
	10 人槽	668,000 円

※既設浄化槽の完全撤去に上限 90,000 円、宅内配管に上限 100,000 円の上乗せ補助を行っている。

表 3－7 合併処理浄化槽設置整備事業の補助概要

年度／区分	合併処理浄化槽設置状況（基数）			計
	転換（単独）	転換（し尿）	事業所	
令和元年	20	11	1	32
令和 2 年	20	10	2	32
令和 3 年	42	4	2	48
令和 4 年	25	3	2	30
令和 5 年	32	12	1	45
計	139	40	8	187

表 3－8 合併処理浄化槽設置補助実績の推移

6 生活排水処理における課題

1) 非水洗化世帯による未処理生活雑排水

河川等の水質汚濁の原因の1つとなっている生活雑排水(台所・風呂・洗面所などの排水)が、し尿便槽や単独処理浄化槽設置世帯にあつては、未処理のまま放流されているのが現状であり、これらの生活雑排水を適正処理することが重要です。

生活雑排水施設の1つである、公共下水道の導入については、莫大な事業費等の問題があるため、本町においては、生活雑排水の適正処理の為に個人設置型の合併処理浄化槽整備事業を推進し、生活雑排水の処理率を高めることが求められています。

2) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、適正な維持管理を行うことで機能を最大限に発揮できます。

そのため、浄化槽法第7条及び11条に基づく法定検査を義務化されており、又、年1回以上の清掃及び定期的な保守点検を行うことも義務化されています。

しかしながら、浄化槽の維持管理の未実施もしくは一部が適正に実施されず、浄化槽の機能が十分に発揮されないまま生活雑排水が放流されている浄化槽があることから、啓発活動等を推進していく必要があります。

第2節 生活排水処理計画

1 生活排水の処理主体

本町の生活排水処理体系を、表3-9に示す。

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
漁業集落排水施設	生活排水	町
合併処理浄化槽	し尿・生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
門川町衛生センター	し尿・生活排水	町

表3-9 生活排水の処理主体

2 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

基本方針3「水環境の保全」を実現するため、合併処理浄化槽への転換の促進を図ることで生活排水を段階的に処理し、計画目標年次である令和16年度(2024年度)に生活排水処理率を90%以上とすることを目標とします。

成果指標

生活排水処理率90%以上を目指します。

成果指標については、第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画において、令和12年度における本町の生活排水処理率を88.5%とする指標を参考にしました。

区分		令和5年	令和12年	令和16年
人口(人)		17,065	15,353	14,571
	水洗化・生活雑排水処理人口(人)	14,431	13,591	13,114
	合併処理浄化槽(人)	13,687	13,004	12,547
	漁業集落排水施設(人)	744	587	567
	単独処理浄化槽(人)	1,972	1,319	1,090
	し尿便槽(人)	662	443	367
生活排水処理率		84.6%	88.5%	90.0%

表3-10 生活排水処理の形態別内訳と生活排水処理率

2) 生活排水を処理する区域

町内全域において、合併処理浄化槽(個人設置型)で処理を行う。

3 し尿・汚泥の処理計画

1) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が収集区域ごとに行います。収集・運搬方法は、許可車両（バキューム車）により行います。

2) 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、門川町衛生センターにおいて処理を行います。

門川町衛生センター（令和9年度まで）では、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れを行い、処理過程で発生する濃縮汚泥については、脱水・乾燥・焼却の各処理を行い焼却します。

次期門川町衛生センター（令和9年度から）では、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れを行い、処理過程で発生する濃縮汚泥については、脱水処理を行った後、堆肥化施設に搬出します。

3) 最終処分計画

門川町衛生センター（令和9年度まで）にて焼却処分された焼却灰については、管理型最終処分場において最終処分を行います。

次期門川町衛生センター（令和9年度から）にて発生した脱水汚泥については、民間企業に処理を委託し堆肥化することで再資源化を行います。

4 施設整備計画

目標達成のための必要な整備計画について表3-11に示します。なお、施設整備については、門川町生活排水対策総合基本計画に基づき整備します。

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
合併処理浄化槽	個別処理区域	13,687人（R5）	R7～R16年度	約3億3千万円
漁業集落排水処理施設	集落排水整備区域	744人（R5）	整備完了	—
衛生センター	町内全域	—	整備完了	—
次期衛生センター	町内全域	—	R6～R9年度	約36億円

表3-11 施設整備計画

5 広報・啓発活動

公共水域の水質保全の観点から、合併処理浄化槽の転換への推進や浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の徹底など浄化槽の適正な維持管理、日常生活などにおける生活排水対策などの広報・啓発活動を実施します。